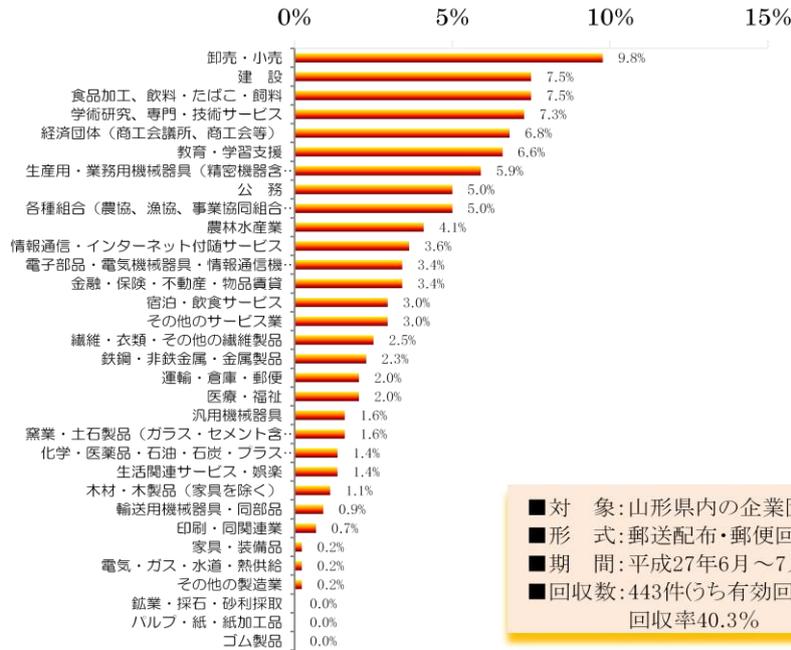


山形県知的財産ユーザーアンケート結果について

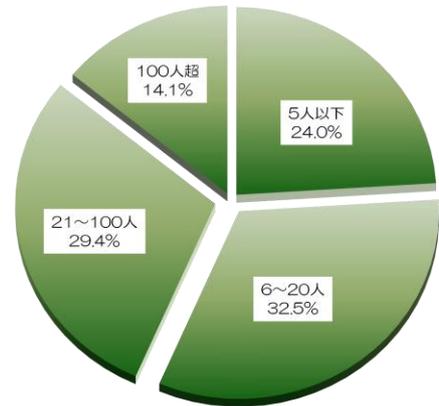
【実施者：東北経済産業局・山形県・（一社）山形県発明協会】

- 調査名：「山形県における知財活動支援サービスの活用状況に関する調査」
- 目的：山形県内の企業団体が持つ知的財産活動に関する課題とその解決に向けて利用する支援サービスについて実態把握を行うとともに、その根底にある知財意識や知財への取組状況等を調査したもの。

【回答企業の所属業種】



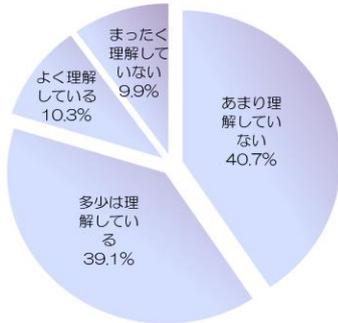
【回答企業・団体の従業員規模】



- 対象：山形県内の企業団体等1,100件
- 形式：郵送配布・郵便回収方式
- 期間：平成27年6月～7月
- 回収数：443件(うち有効回答数441件)
- 回収率40.3%

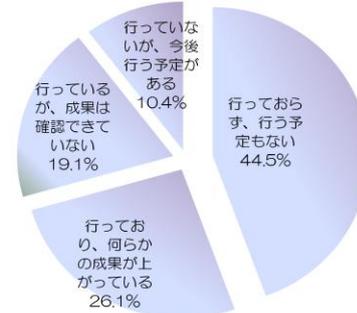
1. 知的財産権への関心度

【知的財産関連制度についての理解】



約5割が知的財産関連制度等について、理解していない。

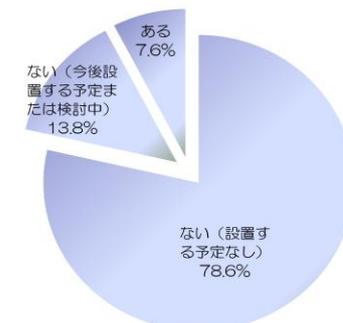
【知的財産活動の実施状況】



約4割強が知的財産活動を実施しておらず、今後行う予定もない。

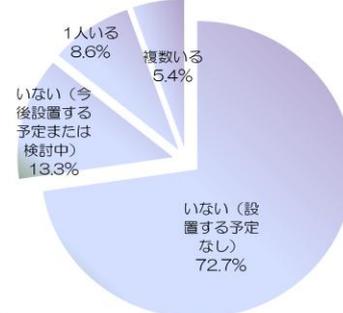
2. 知的財産権に関する体制

【知的財産担当部署の設置状況】



知的財産担当部署を設置しているのは、1割に満たない。

【知的財産担当スタッフの配置状況】



知的財産担当職員を配置しているのは、1割程度である。

3. 知的財産活動の重要性の認識

図5. 知的財産の重要性の認識
(製品企画時)

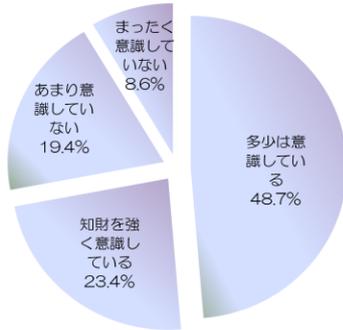


図6. 知的財産の重要性の認識
(製品開発時)

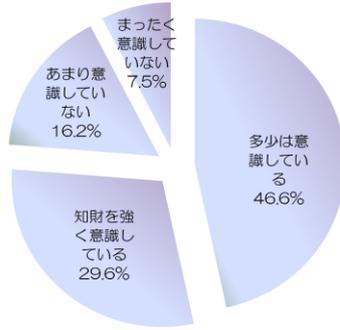
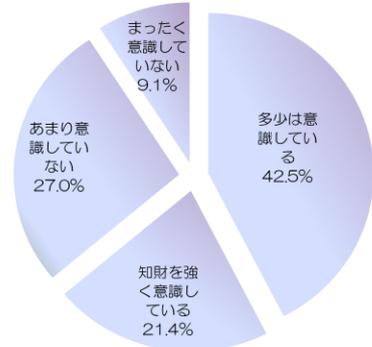
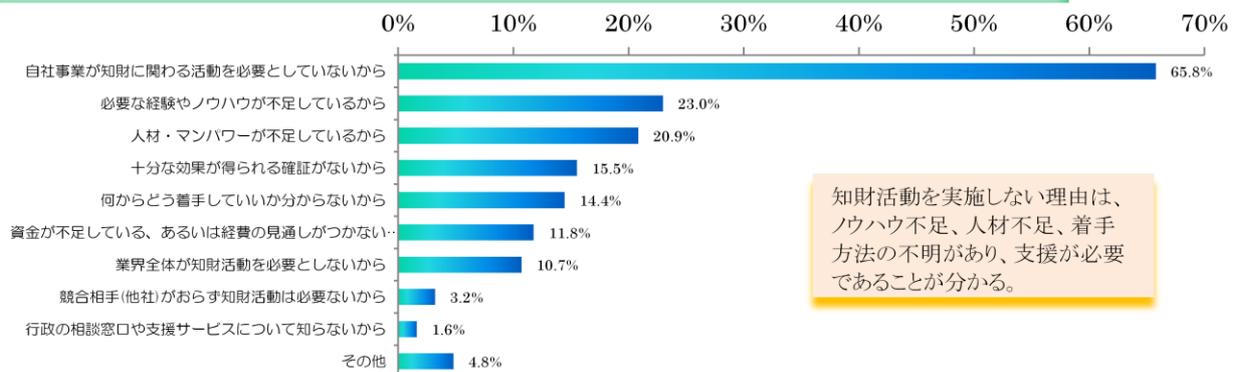


図7. 知的財産の重要性の認識
(販売促進時)



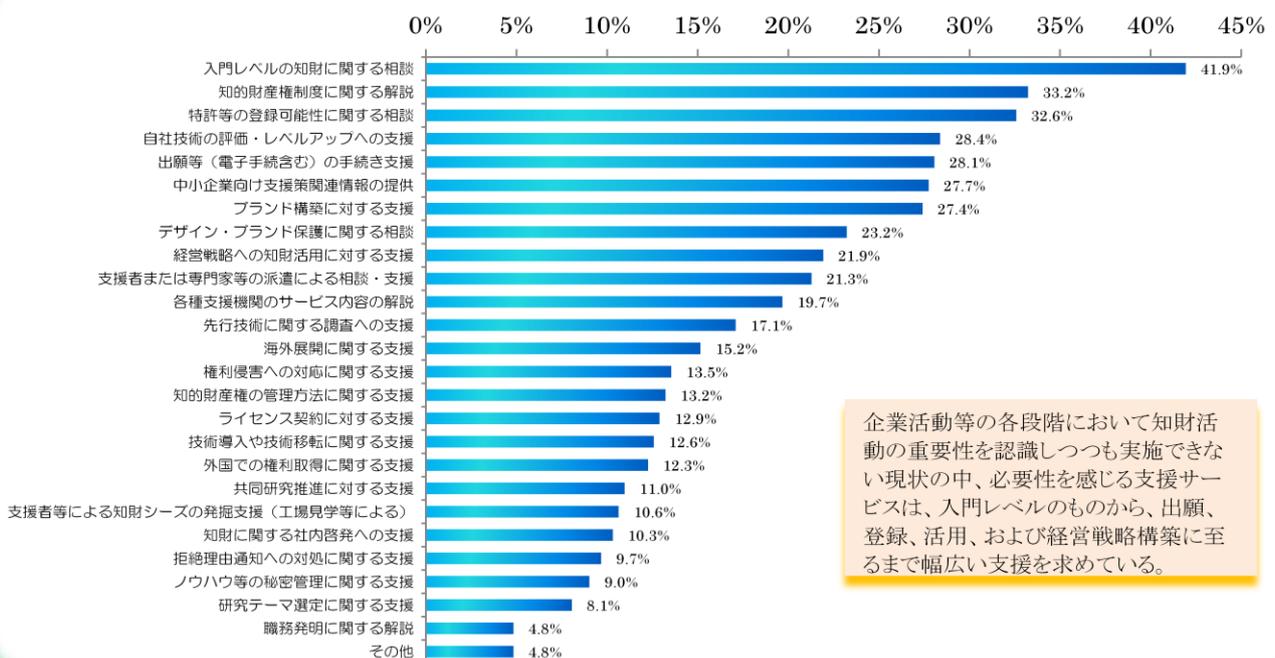
製品企画、製品開発、販売促進といった企業活動の各段階において、知的財産活動は重要であると認識している。

4. 知的財産活動実施にあたっての課題 ~ 知的財産を実施しない理由 ~



知財活動を実施しない理由は、ノウハウ不足、人材不足、着手方法の不明があり、支援が必要であることが分かる。

5. 知的財産活動の支援サービスへの要望 ~ 利用する必要があると思う知的財産活動支援サービス ~



企業活動等の各段階において知財活動の重要性を認識しつつも実施できない現状の中、必要性を感じる支援サービスは、入門レベルのものから、出願、登録、活用、および経営戦略構築に至るまで幅広い支援を求めている。

山形県科学技術会議設置要綱

(目的)

第1条 山形県における科学技術の振興を図り、県民生活の質の向上と地域経済の発展に資するため、山形県科学技術会議（以下「科学技術会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 科学技術会議は、次に掲げる事項について審議し、必要に応じて知事に提言を行う。

- (1) 科学技術に関する基本的かつ総合的な政策に関すること。
- (2) 研究開発の推進に関すること。
- (3) 公設試験研究機関の活性化に関すること。
- (4) その他科学技術の振興に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 科学技術会議は、委員17名以内で構成する。

- 2 委員は、有識者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 科学技術会議に会長を置くものとし、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、科学技術会議を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 科学技術会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(部会)

第6条 科学技術会議に、専門的な事項を検討させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び知事が委嘱する委員で構成する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(庶務)

第7条 科学技術会議の庶務は、商工労働観光部工業戦略技術振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、科学技術会議の運営等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成11年4月26日から施行する。

附 則 この要綱は、平成13年5月22日から施行する。

附 則 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

山形県科学技術会議委員

氏名	所属等	備考
いがらし ゆきえ 五十嵐 幸枝	地域価値研究所所長、中小企業診断士	検討部会
いぶか あきこ 井 深 章 子	新潟薬科大学教授	
ささき ゆか 佐々木 由佳	山形大学農学部准教授	
こん の たかし 今 野 高 志	ジャスト株式会社専務取締役	
にし むら まどか 西 村 まどか	東北公益文科大学准教授	
すず き しげ ゆき 鈴 木 重 幸	株式会社鈴木製作所代表取締役	検討部会
たか へし こうじ 高 橋 幸 司	山形大学大学院理工学研究科教授	検討部会
たき ぎぶ みなこ 瀧 澤 美奈子	科学技術ジャーナリスト会議理事	
たけ うち けいこ 武 内 敬 子	ソーラーワールド株式会社取締役	
たけ だ ゆかり 武 田 由香理	株式会社ナコン代表取締役	
なが ひら あきお 長 平 彰 夫	東北大学大学院工学研究科教授	検討部会
はやし せいこ 林 聖 子	一般財団法人日本立地センター立地総合研究所 総括研究主幹	
ほん だ かなこ 本 田 香奈子	農業、基督教独立学園講師	
やす だ ひろのり 安 田 弘 法	山形大学理事・副学長 (教育・学生支援、国際交流担当)	検討部会
よこ やま まさあき 横 山 正 明	山形県立産業技術短期大学校長	会長 検討部会
よし だ きちこ 吉 田 佐智子	山形市立第一中学校教諭	

(五十音順・敬称略)

山形県における科学技術政策大綱の変遷

名称	推進期間	理念	推進方向
第1次 山形県 科学技術政策大綱 (1998.11 策定)	1999 ～ 2005	豊かで幸せな県民 生活の実現	I 科学技術の推進体制づくり II 科学技術のネットワークづくり III 科学技術の基盤づくり IV 科学技術を担う人づくり
第2次 やまがた 科学技術政策大綱 (2006.3 策定) (2012.3 改訂)	2006 ～ 2011	知の協創が拓く 「子ども夢未来」	I 価値を創造する科学技術の基盤づくり II 知的財産の戦略的な創出、活用の促進 III 人材の育成及び人的ネットワークの形成
	2012 ～ 2015	科学技術による県 内産業の持続的な 発展、安全で豊かな 県民生活の実現	I 山形の「強み」を生み出す研究開発の推進 II 科学技術を支える人材の育成・養成 III 知的財産の戦略的な活用の促進

第3次山形県科学技術政策大綱策定に係る検討経過

時 期	内 容	
平成 27 年 7 月 14 日	第 1 回科学技術会議	現大綱の検証 科学技術政策大綱の見直し
平成 27 年 8 月 5 日	第 1 回知財管理審査委員会	知的財産に係る視点の検討
平成 27 年 8 月 31 日	第 1 回検討部会	科学技術政策大綱の骨子の検討
平成 27 年 11 月 24 日	第 2 回検討部会	科学技術政策大綱のたたき台の検討
平成 27 年 12 月 25 日	第 2 回科学技術会議	科学技術政策大綱の素案の検討
平成 28 年 1 月(下旬) ～2 月(中旬)	パブリックコメント	科学技術政策大綱の素案に対する パブリックコメントの実施
平成 28 年 2 月 (中旬)	第 2 回知財管理委員会	知的財産に係る視点の整理
平成 28 年 3 月 (上旬)	第 3 回検討部会	科学技術政策大綱の提言(案)の検討
平成 28 年 3 月(中旬)	第 3 回科学技術会議	科学技術政策大綱の提言(案)の最終調整
	提言	科学技術政策大綱を知事へ提言
平成 28 年 3 月(下旬)	大綱の決定	科学技術政策大綱を部長会議で決定
平成 28 年 3 月(下旬)	大綱策定	科学技術政策大綱を策定し、公表

『山形県科学技術政策大綱』については、県ホームページで確認できます。
[<http://www.pref.yamagata.jp/sangyo/gijutsu/gijutsu/>]



山形県 科学技術政策大綱

検 索

第 3 次山形県科学技術政策大綱

発行 平成 28 年 3 月

編集 山形県商工労働観光部工業戦略技術振興課
(科学技術振興担当)
〒990-8570 山形県山形市松波二丁目 8 番 1 号
TEL 023-630-2312 FAX 023-630-2695



山形県